

意見募集案件	し尿処理業務権能の市への移管に伴う廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
担当課	市民環境部環境課 電話 011-372-3311 内 827

意見募集期間	平成 26 年 7 月 1 日(火)から平成 26 年 7 月 31 日(木)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	市役所(環境課)及び各出張所 北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、東記念館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) 市ホームページ、広報北広島 7 月 1 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)
	市民環境部環境課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-6188 電子メールアドレス: kankyo@city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成 26 年 8 月頃公表予定 検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 市内のし尿の収集運搬、処理に関する業務を行っていた道央地区環境衛生組合が、平成 27 年 3 月の解散を予定しています。それ以降のし尿等処理を市が行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する条例にし尿処理に関する規定を追加し、改正するものです。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) ア し尿の処理を行う規定の追加 イ し尿処理(搬入)手数料の追加 ウ し尿浄化槽清掃業許可手数料等の追加 (3) その案の根拠となる法令等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) し尿の収集、運搬、処分の体制を大きく変更する考えはありません。 搬入手数料は現行の金額で規定することを想定しています。
対象となる政策等 の原案	別紙「し尿処理業務権能の市への移管に伴う廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 北広島市議会 平成 26 年第 3 回定例会に提案し、平成 27 年 4 月 1 日施行予定